

よくあるご質問 Q & A

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和2年4月24日

令和2年4月25日 変更

Q 1. 休業要請の期間はいつからいつまでですか？また、いつから協力金の申請受付が開始されますか。

- A. 4月25日（土）から5月6日（木）の12日間です。
また、協力金の申請受付は、5月〇日からの開始予定としており、6月〇日（消印有効）までとします。
（※ 予算成立後速やかに開始予定）

Q 2. 今回の休業要請の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

- A. 対象施設は、県ホームページに対象となる施設を掲載しております。
→ 対象施設はこちら <https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kyuugyouyousei02.html>

Q 3. 4月25日（土）から5月6日（木）までの全ての期間で休業していないと、協力金は支給されないのですか？

- A. そのとおりです。4月25日（土）午前0時から5月6日（木）までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。
ただし、休業準備等のため、やむを得ず、4月25日（土）中に休業を開始される場合も対象となります。

Q 4. 鹿児島県外に本社があり県内に事務所（対象施設）がある場合、事務所を休業すれば、協力金の対象となりますか？

- A. 県内の事業所（対象施設）が要請に応じて休業すれば対象となります。

Q 5. 食事提供施設（宅配・テイクアウトサービスを除く）の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A. 夜 2 2 時まで営業していた店舗が、夜 2 0 時までの営業に短縮するなど、朝 5 時から夜 2 0 時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。

Q 6. もともと、朝 5 時から夜 2 0 時までの枠内の営業である飲食店は、支給対象となりますか？
(4 月 2 5 日変更)

A. ① 全期間（4 / 2 5 ~ 5 / 6）を通じて終日休業していた場合は、協力金の対象となります。

② なお、やむを得ず 4 月 2 5 日（土）は休業できない場合は、閉店時間を早めて、できるだけ早く休業に取り組んでいただく必要があります。

4 月 2 6 日（日）から完全に休業していただいた場合、協力金の対象となります。

Q 7. 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給の対象となりますか？

A. 店内飲食の営業時間を短縮し、夜 2 0 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q 8. 休業要請を受けていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

A. 県の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象なりません。

Q 9. まだ開店して間もないが、今回の休業要請に応じた場合は対象となりますか？

A. 令和 2 年 4 月 2 5 日以前に営業していることが確認できる場合は、対象となります。

Q10. 宴会場等のあるホテルが、ホテルの営業をしたまま、宴会場のみ営業を停止した場合は対象となりますか？

A. 休業要請の対象となっている宴会場等の使用を停止しているため、対象となります。

Q11. 休業対象となっている店舗を複数営業展開しているが、全店舗を休業としないと協力金の給付に該当しないのですか？

A. 複数店舗のうち、1店舗でも休業している場合は対象となりますが、休業する店舗を特定する必要があります。(店舗間の休業のローテーションは不可) 要請の趣旨を鑑みると全店舗の休業をお願いします。

Q12. 百貨店にテナントして入居していますが、支給対象となりますか？

A. テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

Q13. 施設を運営していないが、フリーランスとして休養要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

Q14. 施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、支給の対象となりますか？

A. このような場合、施設を運営していないため、支給の対象となりません。

Q15. いつから支給されますか？

(4月25日変更)

A. 申請受付については、予算成立後、速やかにお知らせいたします。

Q 1 6 . 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象になりますか？

A. 例えば本屋（休業対象外）とアイドルグッズ専門店（100㎡超）（休業要請対象）が混在している場合でアイドルグッズ専門店部分を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。
（4月25日補足）

Q 1 7 . ライブハウスを運営しています。休業要請に基づき休業し、その間にお客様を入れない形であれば、施設を使用しても協力金の支給対象になりますか？

A. 休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。下期の事例を参照ください。

例1) 全面的に営業を休止する場合、協力金の支給対象

例2) 全面的に営業を休止する場合、休業期間中に店内の改修や清掃を実施しても営業したことにはならず、協力金の支給対象。

例3) 一般営業を休止した上で、施設を使ってバンドが無観客演奏し、オンライン配信する場合、「三密の状態」を発生させない使用であれば、協力金の支給対象。

Q 1 8 . 「中小企業」とはどのような企業のことですか？うちの会社は「中小企業」に該当しますか？

A. 中小企業基本法では、「中小企業」について以下の表のように規定しています。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業, 建設業, 運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	100人以下

※ 遊興施設, 飲食店, 遊技施設はサービス業